○農林水産省告示第五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市大川町駒鳴字山ノ神三六九〇の三、三六九八、三六九九、三七〇一の三、字芳ノ谷四一八四の一、四一八四の二、四一八四の五、四一八六の一、四一八六の六、四一八六の七、四一八六の一一、四一八六の一四、四一八六の一六、四一八六の一九、四一八六の二一、四一八六の二七、四一八六の二九、四一八八の三、四一九一の一、四一九一の三、四二〇〇の一、四二〇二の一、四二〇二の三、四二〇二の四、四二〇八の五、四二〇六、四二四一、四二四二

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市大川町川西字峠一二五三の一、一二五八、一二六一から一二六三まで、一二六五、一二六七、一二六八、一二七〇、字横尾一二七三、一二八二の一（次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　佐賀県佐賀市富士町大字畑瀬字大名谷一一六の二から一一六の五まで、一一八

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　佐賀県佐賀市富士町大字古湯字勝打四七の三、四七の一〇、字野矢櫃三三の二四、三三の二五

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　佐賀県佐賀市富士町大字古湯字三崎原二四七三の一、多久市北多久町大字多久原三九四一の一、三九四六

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市厳木町瀬戸木場字前三一九の九、字三十谷三五九の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市厳木町天川字長畑八四九の一、八五七の二、厳木町広瀬字篠の坂四三九の七、四三九の一一、四三九の一四、四三九の一七、五二八、字立草二二一七の一、二三五四、字西宇土三三八の二、武雄市橘町大字大日字草場八三一七の五、八三一七の三七、八三二一の一、八三二一の一五、山内町大字鳥海字平古場二二〇六四、二二〇六七の二、二二〇六八、字戸川二一四五二、山内町大字宮野字大砂五四七四の一、五四七五の二、五四九六、五四九八、五五〇一から五五〇四まで、五五〇六の一、五五〇六の二、鹿島市大字山浦字大野丙三〇三九の八九、丙三〇三九の一一〇

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第一号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十四条の規定による届出があったので、同法第四十四条第三号の規定に基づき告示する。

平成二十三年一月十一日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　海江田万里

（一）　国内登録検査機関の名称　テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社

（二）　追加する事業所の名称及び所在地　テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社九州ＥＭＣラボラトリー

福岡県直方市大字植木１２４５―２

（三）　変更年月日

平成二十三年一月十一日